明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府四一）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三六八）　一

○日本国に帰化を許可する件（同三六九）

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二八九）

○不正取得された無効旅券の告示（同二九〇）　二

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一二〇）　三

○登録有形文化財の登録を抹消した件（同一二一、一二二）　五

○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示（海上保安庁九八）　五

○道路に関する件（東北地方整備局一三一）　五

○道路に関する件（北陸地方整備局八五）　六

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一五二、一五三）　六

〔人事異動〕

財務省　防衛省　最高裁判所　六

〔官庁報告〕

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八

〔資　料〕

機械受注統計調査報告（平成二十六年六月）（実績）（内閣府）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

法務省共済組合定款の一部変更、平成二十五年度法務省共済組合の決算関係　二九

会社その他　三〇

訓　令

○内閣府訓令第四十一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の科学技術・イノベーション担当の項中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十六年八月十八日から施行する。